令和5年12月8日開会令和5年12月日閉会

令和5年第5回八百津町議会(定例会)議案

令和5年第5回八百津町議会定例会議事日程表 令和5年12月8日 午 時 分開議

日程第1	諸般の報告								
日程第2	会議録署名議員	の指名							
日程第3	会期の決定								
日程第4	議案第86号	八百津	叮国民	健康保障		の一部	を改正、	する条例	引に
		ついて	• • • •						••• 1
日程第5	議案第87号	八百津	盯情報	発信施調	役条例の	制定に	ついて	• • • • •	••• 5
日程第6	議案第88号	杉原千畝	畝記念	館条例の	り一部を	改正す	る条例	について	. 8
日程第7	議案第89号	令和5年	丰度八	百津町-	一般会計	補正予	算(第	8号)	別冊
日程第8	議案第90号	令和5年	丰度八	百津町	国民健康	保険特	別会計	補正予算	Ī
		(第3 ⁺	号)	• • • • • •	• • • • • •	• • • • • •	• • • • •	• • • • • •	•• 別冊
日程第9	議案第91号	令和5年	丰度八	百津町分	个護保険	特別会	計補正	予算	
		(第2号	号)	• • • • • •	• • • • • •	• • • • • •	• • • • •	• • • • • •	•• 別冊
日程第10	議案第92号	令和5年	丰度八	百津町石	k道事業	会計補	正予算	(第1号	号)別冊
日程第11	議案第93号	財産の国	取得に	ついて	• • • • •	• • • • • •	• • • • • •	• • • • • •	•• 10
日程第12	議員提出議案第	55号 /	八百津	町議会詞	議員の請	負の状	況の公	表に関す	-る
		2	条例の	制定につ	ついて	• • • • • •	• • • • • •	• • • • • •	·· 11

議案第86号

八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。 令和5年12月8日提出

八百津町長 金子 政 則

八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八百津町国民健康保険税条例(昭和39年八百津町条例第11号)の一部を次のよう に改正する。

第2条中「及び資産割額並びに」を「、」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に 、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均

等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産 被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出 産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均 等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に 属する月数を乗じて得た額
- 第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

- 第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、 次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
 - (5) その他町長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産 に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことが できる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる 事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができ

る場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第7条及び 第9条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の八百津町国民健康保険税条例第23条の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の八百津町国民健康保険税条例第2条、第4条、第7条及び 第9条の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案説明)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和5年政令第243号)の公布による国民健康保険法施行令の一部改正により、条例の一部を改正する。また、国民健康保険税の算定から資産割額を廃止するため、条例の一部を改正する。

議案第87号

八百津町情報発信施設条例の制定について 八百津町情報発信施設条例を別紙のとおり定める。 令和5年12月8日提出

八百津町長 金子 政 則

八百津町情報発信施設条例

(設置)

第1条 八百津町の観光、商工業の振興と地域文化の向上に資するため、八百津町情報 発信施設(以下「施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置				
ハヤブサ・ミュージアム	八百津町八百津1088番地2				

(管理)

第3条 町長は、施設を常に良好な状態において管理し、第1条の設置目的に応じて効率的に運営するように努めなければならない。

(開館日等)

第4条 施設の開館日及び休館日、開館時間は、規則で定める。

(入館料)

- 第5条 入館者は、入館料を納付しなければならない。入館料の額は、別表のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乳幼児、小学生及び中学生(義務教育学校、特別支援学校 小学部及び特別支援学校中学部に在籍する者を含む。)は、無料とする。
- 3 町長は、公共又は公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、入館料の 減免をすることができる。

(禁止行為)

- 第6条 入館者は、施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
 - (2) 施設の設備、展示品等を損傷すること。
 - (3) 施設の機能を阻害すること。
 - (4) 許可なくはり紙若しくは広告を表示し、又は掲示すること。
 - (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある行為をすること。
 - (6) 前各号のほか、施設の管理上支障を及ぼす行為をすること。

(損害賠償の義務)

第7条 入館者は、故意又は過失により施設及び展示物等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が規則で定める。

附則

この条例は、令和6年1月6日から施行する。

別表(第5条関係)

施設	種別	区分	金額	適用
ハヤブサ・ミュー	個人	大人	300円	
ジアム		(高校生以上)		
		中学生以下	無料	
	団体	大人	250円	10名以上
		(高校生以上)		
	共通	大人	500円	購入者はハヤブサ・ミ
		(高校生以上)		ュージアム及び杉原千
				畝記念館にそれぞれ1
				回入館することができ
				る。

(提案説明)

八百津町の観光、商工業の振興と地域文化の向上に資する八百津町情報発信施設を設置するため、本条例を制定する。

議案第88号

杉原千畝記念館条例の一部を改正する条例について 杉原千畝記念館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。 令和5年12月8日提出

八百津町長 金子 政 則

杉原千畝記念館条例の一部を改正する条例

杉原千畝記念館条例(平成12年八百津町条例第6号)の一部を次のように改正する。 別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

種別	区分	金額	適用
個人	大人	300円	
	(高校生以上)		
	中学生以下	無料	
団体	大人	250円	20名以上
	(高校生以上)		
共通	大人	500円	購入者は杉原千畝記念館及びハヤブサ・
	(高校生以上)		ミュージアムにそれぞれ1回入館するこ
			とができる。

附則

この条例は、令和6年1月6日から施行する。

(提案説明)

八百津町情報発信施設を設置することから、杉原千畝記念館との共通入館料を定める ため、条例の一部を改正する。

議案第93号

財産の取得について 次のとおり財産を取得する。 令和5年12月8日提出

八百津町長 金子政則

1 物品の名称、数量 庁内ネットワーク機器 一式

2 取得の目的 所有権移転付き賃貸借契約(長期継続契約)の期間満了に

よる取得

3 取得の方法 無償譲渡

5 取得の日 令和11年3月1日

6 契約の方法 指名競争入札

7 契約の金額 月額 359,480円

総額 21,568,800円

8 契約の相手方 名古屋市東区東桜1丁目1番10号

NTT・TCリース株式会社東海支店

支店長 野田 礼史

(提案説明)

機器の老朽に伴い、庁内ネットワーク機器を更新することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び八百津町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年八百津町条例第2号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

議員提出議案第5号

八百津町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

八百津町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条第1項及び八百津町議会会議規則(昭和38年八百津町規則第3号)第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年12月8日提出

提出者	八百津町議会議員	加	藤	良	治
賛成者	司	赤	塚	孝	博
司	司	林		俊	宏
同	司	長名	川名	泰	幸

八百津町議会

議 長 安藤峰行 様

八百津町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、八百津町議会議員(以下「議員」という。)が八百津町に対し請負 (地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2に規定する請負をいう。以下 同じ。)をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を 図ることを目的とする。

(報告)

- 第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあっては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度(議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。)における八百津町に対する請負(当該前会計年度において支払を受けたものに限る。)について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。
 - (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項
 - ア 請負の対象とする役務、物件等
 - イ 契約締結日
 - ウ 契約金額(契約金額が定められている請負に限る。)
 - エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額
 - (2) 前号エに掲げる総額の合計額
- 2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の 内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告(同条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

- 第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の 翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写 しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

(提案説明)

地方自治法の一部を改正する法律(令和4年法律第101号)により、議員個人と町との請負禁止の規制が緩和されたことに伴い、公正で適正な議会運営を図るとともに、議員の職務執行の透明性を確保するため、八百津町議会議員の請負の状況を公表するに当たり、本条例を制定する。